



寒 都 第 1 1 7 号
平成 2 8 年 7 月 2 5 日


寒川町住居表示審議会
会長 二ノ宮 雅 一 様

寒川町長 木村 俊雄



岡田の一部および小谷の一部地区の住居表示について（諮問）

住居表示に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 1 9 号）に基づき本町が実施する岡田の一部および小谷の一部地区の住居表示について、住居表示の方法、別紙実施区域における町名および実施期日について、貴審議会の意見を求めます。



住居表示を実施すべき当該区域における
住居表示の方法について（案）

住居表示に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 1 9 号）第 3 条第 1 項の
規定により、別紙実施区域における住居表示の方法は街区方式によるも
のとする。

住居表示に伴う町名および実施期日
について（案）

住居表示に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 1 9 号）に基づき本町が
実施する町名および実施期日について別紙のとおり定める。

岡田の一部および小谷の一部地区の町名および実施期日（案）

別紙

